

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第11条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第12条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第13条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第14条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

本業務の業務内容については、「別紙 R 8 徳土 宮倉徳島線（法花大橋）徳・八万 橋梁補修調査設計業務 業務仕様書」に記載する。

2 本業務は、「道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省 道路局」、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準） 令和6年3月 国土交通省 道路局」及び「附属物（標識、照明施設等）点検要領 令和6年9月 国土交通省 道路局」に基づき実施しなければならない。

3 本業務における対象橋梁は、別紙「対象橋梁一覧表」のとおりとする。

R8 徳土 宮倉徳島線(法花大橋) 徳・八万 橋梁補修調査設計業務 業務仕様書

項目・細目	内 容	単位	数 量	備 考
1. 準備打ち合わせ				
(1) 打合せ協議	中間打ち合わせ(2回)、業務着手時、成果納品時	業務	1.0	
(2) 関係機関協議、資料作成	調査及び工事を実施するうえでの制約条件等を確認するための協議を行う。また、協議に必要な資料や記録簿を作成する。	機関	2.0	
・河川管理者	橋梁調査方法及び橋梁修繕工事における足場設置条件及び制約等についての協議			
・道路管轄警察署	橋梁調査時の橋梁点検車使用による車道の通行規制及び歩道の使用についての許可申請			
2. 橋梁修繕設計				
(1) 設計計画	関係資料を収集・整理し、本橋の修繕計画を立案し業務計画書の作成を行う。	業務	1.0	
(2) 損傷個所の確認調査	橋梁点検で調査した損傷個所を損傷図に整理し、報告書として取りまとめる	橋	1.0	
・現地踏査	現地の状況、各部の形状、損傷状況を把握・記録するほか、調査内容を現地にて確認する。			
・損傷図作成	補修設計に必要な損傷図を作成する。			
・報告書作成	損傷個所の確認調査結果の内容を報告書として取りまとめる。			
(3) 上部工補修設計	上部工の劣化・損傷に対する補修設計を行う。なお、高欄、塗装及び橋面舗装は、過年度の点検から損傷の著しい進行がみられない状況なので、損傷程度を確認のうえ当初補修設計を有効に活用するものとする。	式	1.0	・対象箇所 ⇒全面
・対策工法の検討	損傷の要因除去も含め、構造的、経済性、施工性に優れた対策工法を検討する。			
・設計図作成	工事発注に必要な設計図を作成する。また、施工時に必要な設計条件、留意事項も明示する。			
・数量計算	数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。また、徳島県の積算体系に配慮した取りまとめを行う。			
・照査	設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。			
・報告書作成	上部工補修設計の内容を報告書として取りまとめる。			
(4) 下部工補修設計	下部工(橋台、橋脚)の劣化・損傷に対する補修設計を行う。なお、下部工補修には、歩道橋の支持ブラケットを含むが、同箇所は過年度の点検から損傷の著しい進行がみられない状況なので、損傷程度を確認のうえ当初補修設計を有効に活用するものとする。	式	1.0	・橋台 ⇒基本1基 ⇒類似1基 ・橋脚 ⇒類似9基
・対策工法の検討	損傷の要因除去も含め、構造的、経済性、施工性に優れた対策工法を検討する。			
・設計図作成	工事発注に必要な設計図を作成する。また、施工時に必要な設計条件、留意事項も明示する。			
・数量計算	数量算出要領に従い、各工種毎に数量計算を行う。また、徳島県の積算体系に配慮した取りまとめを行う。			
・照査	設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。			
・報告書作成	下部工補修設計の内容を報告書として取りまとめる。			
(5) 施工計画	各設計内容の施工計画を作成し、工程計画、施工要領、施工計画図を作成する。	橋	1.0	・施工難易度 普通
(6) 概算工事費算定	各補修設計・施工計画をもとに、徳島県の積算基準・体系に準じて概算工事費の算定を行う。	橋	1.0	
3. 橋梁定期点検				
(1) 定期点検(夜間)	橋梁定期点検(3巡目)	式	1.0	
・特定の溝橋等以外(東側歩道部、車線拡幅部)	幅員:6m未満 橋長:50mを超え100m以下	橋	2.0	
・特定の溝橋等以外(西側歩道部)	幅員:6m未満 橋長:100mを超え200m以下	橋	1.0	
・特定の溝橋等以外(西側交差点拡幅部)	幅員:6m以上10m未満 橋長:15mを超え20m以下	橋	1.0	
・特定の溝橋等以外(本橋部)	幅員:6m以上10m未満 橋長:100mを超え200m以下	橋	1.0	
・報告書作成	点検結果の内容を報告書として取りまとめる。	橋	5.0	
(2) 道路付属物点検(夜間)		式	1.0	
・照明灯点検	ポール型照明灯点検・記録	基	5.0	
・点検記録表作成(照明灯点検)	写真整理・点検表記録作成	基	5.0	
・標識点検	単柱式(路側式)	基	1.0	
・点検記録表作成(標識点検)	写真整理・点検表記録作成	基	1.0	
・付属物点検報告書作成	点検結果の内容を報告書として取りまとめる。	業務	1.0	
4. 直接経費				
(1) 旅費交通費	設計業務(通勤)	式	1.0	
(2) 電子成果品作成費	徳島県電子納品要領(案)に基づく電子成果品の作成経費(概略、予備、詳細設計)	式	1.0	
(3) 試験費等		式	1.0	
・補強鋼板切断・復旧	既設床版下面に設置されている補強鋼板と床版コンクリートの接着部分の状態を直接目視確認を行う。	箇所	3.0	0.20m*0.20m程度
(4) 機械器具費		式	1.0	
・橋梁点検車運転経費	BT-200相当(夜間) 西側交差点拡幅部のみ	台・日		
・橋梁点検車運転経費	BT-400相当(夜間)	台・日		
・橋梁点検車回送費(往復)	BT-400相当	式	1.0	
・高所作業車運転経費	照明灯点検(夜間) トラック架装伸縮ブームバケット型 作業床高12.0m 積載荷重200kg	日	1.0	
・簡易調査船運転経費	橋脚基部	日	1.0	
(5) 安全費	各作業を行うときの交通誘導等の安全に関する作業全般	式	1.0	
・安全費(保安設備)	交通誘導にかかわる作業全般(直接人件費対象 徳島県)	式	1.0	
・交通誘導警備員A	(夜間)	人		
・交通誘導警備員B	(夜間)	人		

本業務で使用を想定している主な設計基準書
 道路橋示方書・同解説[H24.3]及び同Q&A集(社)日本道路協会
 道路構造令の解説と運用[H27.6](社)日本道路協会
 解説・河川管理施設等構造令[H12.2](社)日本河川協会
 2022年制定 コンクリート標準示方書[R5.3](社)土木学会
 コンクリートのひび割れ調査 補修・補強指針 -2022- [R4.6](社)日本コンクリート工学会
 表面保護工法 設計施工指針(案)[H20.11](土木学会 コンクリート委員会 表面保護工法研究小委員会)
 徳島県の河川と海岸[R1.9](徳島県土木整備部整備課・流域水管理課)

別紙

対象橋梁一覧表

施設名	路線名	種類	橋長	幅員	緯度	経度	点検方法
法花大橋	宮倉徳島線	溝橋以外	122	18	34.0422	134.54004	橋梁点検車等
法花大橋(西側歩道部)	宮倉徳島線	溝橋以外	104.2	2	34.0422	134.53999	橋梁点検車等
法花大橋(東側歩道部)	宮倉徳島線	溝橋以外	53.2	2	34.04221	134.54011	橋梁点検車等
法花大橋(西側交差点拡幅部)	宮倉徳島線	溝橋以外	18.8	6.5	34.04295	134.54071	橋梁点検車等
法花大橋(東側車線拡幅部)	宮倉徳島線	溝橋以外	71.8	5	34.04257	134.54046	橋梁点検車等